

## 献呈のことば

田邊誠先生は、令和2年3月31日をもって、定年退職されることとなりました。広島大学における在職期間は33年6月の大変長きにわたります。殊には、平成16年4月に発足した広島大学大学院法務研究科研究科長を2期4年間務められ、本学における法曹養成教育の礎を築かれ、多くの有為な法曹を送り出されました。ここに、田邊先生のご略歴、本学及び社会へのご貢献を紹介させていただき、感謝の意とともに、惜別の念を表します。

田邊誠先生は、昭和54年3月に京都大学法学部を卒業され、同57年3月に同大学大学院法学研究科修士課程を修了され、同60年3月同大学大学院法学研究科後期課程を単位取得退学され、同60年4月から同大学法学部助手、同61年10月から広島大学法学部助教授、平成7年4月同教授を経て、平成16年4月同大学大学院法務研究科教授に着任されました。

田邊先生は民事紛争解決における企業秘密及び個人のプライバシーの保護につき情報公開や法曹倫理との関係を含め広く研究され、そのご関心は民事訴訟法のみならず、民事執行法、破産法・倒産法などに及び、また、仲裁・和解・調停・ADRなどの紛争解決手段についてもアメリカ合衆国を含むアジア太平洋諸国との比較法的研究を重ね、民事訴訟全般にわたる貴重な研究業績をあげておられます。

幅広い学識と深い専門知識に裏付けられた卓抜した指導力をもって、専門教育としての民事訴訟法・民事執行法等の教育指導を担当され、その教育実践においては、アメリカ合衆国ペンシルベニア大学等での在学研究を活かされ、学生に考えさせ、法的論理思考を修得させる教育法を法科大学院創設時より導入され常にその教育成果を高めるためにブラッシュアップされた姿は法科大学院教員の範とされるどころでした。

田邊先生は研究教育にご尽力されるとともに、学内外においてさまざまな

ご活動を通し多大なるご貢献をされています。平成16年4月から同20年3月まで大学院法務研究科長並びに評議員として大学の管理・運営に参画され、平成元年5月から同3年8月、同19年5月から同22年5月まで日本民事訴訟法学会理事を、平成11年4月から同16年10月、同17年10月から同19年9月、同20年6月から同24年11月まで司法試験考査委員を務められ、広島県並びに広島市の消費生活審議会委員、広島市情報公開・個人情報保護審査会委員、広島弁護士会懲戒委員会委員等を歴任されています。

本研究科創設時より法科大学院の理念の実現に尽力された田邊先生の長年のご功績に感謝申し上げますとともに、先生のご健勝と今後の益々のご発展を祈念いたしまして、ここに、「広島大学法科大学院論集」本号を「退職記念号」として献呈させていただきます。

令和2年3月

広島大学大学院法務研究科長 秋野 成人